

# 山梨県公報

第千九百九号

平成二十年

十二月十五日

月 曜 日

## 目 次

保安林の指定の予定……………六七九

道路の供用開始……………六七九

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(七件)……………六七九

## 告 示

### 山梨県告示第五百十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十年十二月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町身延字西塩澤一―三三三の一、一―三三五、一―三三九、一―三四六、一―四七、一―二五二、一―二五六、一―二五七、一―二五七の内一、一―二六一、一―三三五

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字西塩澤一―三三三の一・一―三三九・一―三四六(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、字西塩澤一―三三五、一―二四七、一―二五一、一―二五六、一―二五七、一―二五七の内一、一―二六一、一―三三五

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。

### 山梨県告示第五百十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十一年一月五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	甲府中央右左口線	甲府市小曲町下五割一〇二九番の三四地先から甲府市西下条町川代一三四七番の一七地先まで	三三六・〇	平成二十年十二月十六日

## 公 告

### ● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年十二月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十年十一月三日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 山本塗装

2 主たる営業所の所在地 笛吹市八代町岡八百四十二番地三

- 3 代表者の氏名 山本弘
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一六)第六二九二号
- 四 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年十月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年十二月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年十一月四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社松島電工社
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市住吉四丁目十六番九号
  - 3 代表者の氏名 松嶋愛子
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第五一〇三号
- 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年十月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年十二月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年十一月四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社大森工務所
  - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市ときわ台一丁目四番五号
  - 3 代表者の氏名 大森剛仁
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一八)第二六二二号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年十月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止

した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年十二月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年十一月十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社内藤工業
  - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市篠原三千番地
  - 3 代表者の氏名 内藤和人
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一六)第六六五八号
- 四 処分の内容 土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年十一月四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年十二月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年十一月十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 城東管工事株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市朝氣一丁目一番五号
  - 3 破産管財人の氏名 八巻力也
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一八)第四八〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年十月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年十二月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十年十一月十七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 大進電気株式会社

2 主たる営業所の所在地 甲府市中央四丁目十二番三十一号

3 代表者の氏名 降矢市郎

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第一二八一号

四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十年十一月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十年十二月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十年十一月二十五日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社内藤木工所

2 主たる営業所の所在地 甲府市城東四丁目一番十五号

3 破産管財人の氏名 古屋俊仁

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一五）第六二二五号

四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイ

ル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業

内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十年十一月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番